

桑名市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、桑名市会計規則（平成16年桑名市規則第53号）第71条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
桑名市多度町多度738番地4
特定非営利活動法人 スポーツクラブTADO
理事長 鷺野 賢治
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
桑名市多度体育センター使用料
桑名市多度アイリスパーク球場使用料
桑名市多度テニスコート使用料
桑名市多度アイリスパークグラウンド使用料
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日及びその期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に指定をした日
令和8年4月1日